令和８年白老町議会定例会３月会議会議録（第５号）

令和８年３月１９日（木曜日）

開　　議　　午前１０時００分
散　　会　　午後　２時３１分

○議事日程　第５号

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　議会運営委員長報告
第　３　議案第３３号　損害賠償の額を定めることについて
第　４　議案第３０号　令和７年度白老町一般会計補正予算（第１５号）
第　５　議案第１６号　白老町港湾機能施設整備事業基金条例の制定について
第　６　議案第１７号　白老町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
第　７　議案第２３号　白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第　８　議案第２４号　白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第　９　議案第２５号　白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第１０　議案第２６号　白老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第１１　議案第２７号　白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
第１２　議案第２８号　白老町介護予防・生活支援事業条例を廃止する条例の制定について
第１３　議案第２９号　白老町過疎地域持続的発展計画の策定について
第１４　議案第３２号　白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第１５　議案第３４号　工事請負契約の締結について
（令和７年災９次第１１４号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）
第１６　議案第３５号　工事請負契約の締結について
（令和７年災９次第１１５号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）
第１７　議案第３６号　工事請負契約の締結について
（令和７年災９次第１１６号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）
第１８　議案第３７号　工事請負契約の締結について
（令和７年災９次第１１７号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）
第１９　議案第３８号　工事請負契約の締結について
（令和７年災９次第１１８号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）
第２０　報告第　３号　専決処分の報告について

（工事請負契約の金額の変更について）

第２１　予算等審査特別委員会の審査報告について

議案第１８号　職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１９号　白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２０号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２１号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２２号　白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　７号　令和８年度白老町一般会計予算

議案第　８号　令和８年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第　９号　令和８年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第１０号　令和８年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

議案第１１号　令和８年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第１２号　令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計予算

議案第１３号　令和８年度白老町水道事業会計予算

議案第１４号　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計予算

議案第１５号　令和８年度白老町下水道事業会計予算

第２２　議案第３１号　令和８年度白老町一般会計補正予算（第１号）

第２３　陳情第　１号　白老町議会の自主解散による町議会議員選挙と町長選挙の同日実施について

第２４　承認第　１号　議員の派遣承認について

第２５　意見書案第１号　脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（案）

第２６　常任委員会の所管事務等調査の報告について

（総務文教常任委員会）

（産業厚生常任委員会）

（広報広聴常任委員会）

第２７　諸般の報告

（次期所管事務調査の報告、要望書等の配付）

第２８　休会について

○会議に付した事件

議案第３３号　損害賠償の額を定めることについて

議案第３０号　令和７年度白老町一般会計補正予算（第１５号）

議案第１６号　白老町港湾機能施設整備事業基金条例の制定について

議案第１７号　白老町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
議案第２３号　白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２４号　白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２５号　白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２６号　白老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２７号　白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２８号　白老町介護予防・生活支援事業条例を廃止する条例の制定について
議案第２９号　白老町過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第３２号　白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３４号　工事請負契約の締結について
（令和７年災９次第１１４号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）
議案第３５号　工事請負契約の締結について
（令和７年災９次第１１５号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）
議案第３６号　工事請負契約の締結について
（令和７年災９次第１１６号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）
議案第３７号　工事請負契約の締結について
（令和７年災９次第１１７号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）
議案第３８号　工事請負契約の締結について
（令和７年災９次第１１８号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）
報告第　３号　専決処分の報告について
（工事請負契約の金額の変更について）
予算等審査特別委員会の審査報告について
議案第１８号　職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１９号　白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２０号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２１号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２２号　白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　７号　令和８年度白老町一般会計予算

議案第　８号　令和８年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
議案第　９号　令和８年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第１０号　令和８年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
議案第１１号　令和８年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第１２号　令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計予算
議案第１３号　令和８年度白老町水道事業会計予算
議案第１４号　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計予算
議案第１５号　令和８年度白老町下水道事業会計予算
議案第３１号　令和８年度白老町一般会計補正予算（第１号）
陳情第　１号　白老町議会の自主解散による町議会議員選挙と町長選挙の同日実施について
承認第　１号　議員の派遣承認について
意見書案第１号　脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（案）
常任委員会の所管事務等調査の報告について
（総務文教常任委員会）
（産業厚生常任委員会）
（広報広聴常任委員会）

○出席議員（１４名）

１番　水　口　光　盛　君	２番　田　上　治　彦　君
３番　氏　家　裕　治　君	４番　長谷川　かおり　君
５番　飛　島　宣　親　君	６番　前　田　弘　幹　君
７番　森　山　秀　晃　君	８番　佐　藤　雄　大　君
９番　前　田　博　之　君	１０番　貳　又　聖　規　君
１１番　森　　哲　也　君	１２番　西　田　祐　子　君
１３番　広　地　紀　彰　君	１４番　小　西　秀　延　君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

８番　佐　藤　雄　大　君	９番　前　田　博　之　君
１０番　貳　又　聖　規　君	

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	大　塩　英　男　君
副　町　長	大　黒　克　已　君
教　育　長	井　内　宏　磨　君
総務財政部長	鈴　木　徳　子　君

町民生活部長	山本康正君
企画振興部長	三上裕志君
都市整備部長	舛田紀和君
保健福祉部長	齊藤大輔君
教育部長	冨川英孝君
病院事務長	本間力君
消防長	小玉修君
代表監査委員	野本裕二君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間弘樹君
書記	鈴木領祐君

◎開議の宣告

○議長（小西秀延君）　ただいまから休会前に引き続き議会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西秀延君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、８番、佐藤雄大議員、９番、前田博之議員、10番、貳又聖規議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（小西秀延君）　日程第２、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会、佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長　佐藤雄大君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君）　議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会３月会議の運営に関する件であります。

本日、町長の提案に係るものとして、令和７年度及び８年度の一般会計の補正予算２件、条例の改正１件、損害賠償額の決定１件、工事請負契約の締結５件、専決処分の報告１件、合わせて10件の議案の追加提出がありました。

町側から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

また、議会関係としては、陳情１件を追加いたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（小西秀延君）　議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

○議長（小西秀延君）　次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

◎発言の取消し

○議長（小西秀延君）　ここで発言の取消しについてお諮りいたします。

２番、田上治彦議員から、３月11日の会議における発言について、会議規則第60条の規定によって、お手元に配付しました発言取消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　ご異議なしと認めます。

よって、発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

◎議案第３３号　損害賠償の額を定めることについて

○議長（小西秀延君）　日程第３、議案第33号　損害賠償の額を定めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　議33―１をお開きください。議案第33号　損害賠償の額を定めることについて。

白老町職員の初任給算定誤りによる給料の未払いに対する、国家賠償法に基づいたまちの賠償責任について、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第１項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月19日提出。白老町長。

記、１、損害賠償の額、金224万2,425円。

２、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

議33―２をお開きください。説明でございます。１、概要、平成21年８月１日付で採用された相手方である町職員の初任給の決定について､本来当てるべき号給より低く算定したために、職員給与の支給誤りが本人の申出と、その後の調査から判明した。

この支給誤りにより、平成21年８月から令和５年３月までの13年８か月の間支給していた給与について、差額分が未払金として生じ、相手方に損害を与えたものである。

２、損害賠償額、本件は、国家賠償法第１条に規定する、公務員が職務における過失により違法に損害を与えた場合に該当することから、平成21年８月分から令和５年３月分の給与の差額分及び遅延損害金の総額224万2,425円を損害賠償額として、相手方に対し、その全額を支払うこととする。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

その前に、ただいま議長のほうから議案第32号、損害賠償の額と申し述べましたが、議案第33号と訂正していただきたいと思います。

それでは、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号　損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３０号　令和７年度白老町一般会計補正予算（第１５号）

○議長（小西秀延君）　日程第４、議案第30号　令和７年度白老町一般会計補正予算（第15号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　議30―１をお開きください。議案第30号でございます。令和７年度白老町一般会計補正予算（第15号）。

令和７年度白老町の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,051万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億6,627万3,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の追加及び変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年３月19日提出。白老町長。

２ページの第１表、歳入歳出予算補正の１、歳入、３ページの２、歳出につきましては、記

載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続いて、４ページでございます。第２表、繰越明許費補正でございます。11款災害復旧費、１項公共土木施設災害復旧費、町道災害復旧事業5,444万円は、補正予算第９号、第13号及び本補正予算にて計上した町道災害復旧事業について年度内の竣工が困難であることから、委託料を除き翌年度に繰り越して事業を執行するものでございます。

11款災害復旧費、１項公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業７億1,100万円は、補正予算第９号、第13号及び本補正予算にて計上した河川災害復旧事業について年度内の竣工が困難であることから、委託料を除き翌年度に繰り越して事業を執行するものであります。

11款災害復旧費、１項公共土木施設災害復旧費、公園施設災害復旧事業610万円は、補正予算第９号及び本補正予算にて計上した公園施設災害復旧事業について年度内の竣工が困難であることから、委託料を除き翌年度に繰り越して事業を執行するものでございます。

次に、５ページの第３表、地方債補正につきましては記載のとおりでございまして、歳出のほうでご説明を差し上げたいと思います。

次に、歳入歳出事項別明細書の２の歳出から説明をさせていただきますので、10ページ、11ページをお開きください。２款総務費、１項１目一般管理費、（１）、職員管理事務経費224万3,000円の増額補正であります。賠償金は、議案第33号にて議決をいただきました初任給格付の誤りによる未払い給与分の支払いに要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

３款民生費、１項２目老人福祉費、（１）、認知症施策推進計画等策定事業27万3,000円の増額補正であります。返還金は、令和６年度介護保険事業費補助金の額確定に伴う返還額を計上するもので、財源は一般財源であります。

11款災害復旧費、１項２目道路橋梁災害復旧費、（１）、町道災害復旧事業（単独事業）は、財源振替であります。補正予算第９号において、９月30日から10月２日にわたる豪雨災害により被災した道路の復旧に要する委託料等を補正計上したところでありますが、単独災害に係る地方債の協議が調ったことから財源振替を行うもので、地方債の町道災害復旧事業（単独事業）60万円を増額し、一般財源60万円を減額するものであります。（２）、町道災害復旧事業1,530万円の増額補正であります。次ページにわたりますが、工事請負費は９月30日から10月２日にわたる豪雨により被災した町道二股線、町道社台北４番線、町道ポロト社台線の災害復旧工事に必要な経費を増額するもので、財源は国庫支出金の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金1,120万円、地方債の町道災害復旧事業410万円を充当いたします。

12ページ、13ページをご確認下さい。１項３目河川災害復旧費、（１）、河川災害復旧事業2,700万円の増額補正であります。工事請負費は、９月30日から10月２日にわたる豪雨により被災した町管理河川のうち白老川の災害復旧工事に必要な経費を増額するもので、財源は国庫支出金の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金1,940万円、地方債の河川災害復旧事業760万円を充当いたします。

１項４目都市計画施設災害復旧費、（１）、公園施設災害復旧事業570万円の増額補正であります。工事請負費は、９月30日から10月２日にわたる豪雨により被災した白老桜ヶ丘公園陸上競技場の災害復旧工事に必要な経費を増額するもので、財源は国庫支出金の公共土木施設災害復

旧事業費国庫負担金420万円、地方債の公園施設災害復旧事業150万円を充当いたします。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきますので、６ページ、７ページにお戻りください。21款繰越金、１項１目繰越金、前年度繰越金191万6,000円の増額であります。歳出総額に対する歳入不足分として計上するもので、これにより本補正予算後の繰越金の留保額は4,158万7,000円となります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号　令和７年度白老町一般会計補正予算（第15号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１６号　白老町港湾機能施設整備事業基金条例の制定について

○議長（小西秀延君）　日程第５、議案第16号　白老町港湾機能施設整備事業基金条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　それでは、議16―１をお開きください。議案第16号　白老町港湾機能施設整備事業基金条例の制定について。

白老町港湾機能施設整備事業基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

条文の朗読は省略させていただきまして、議16―２をお開き願います。附則でございます。この条例は、令和８年４月１日から施行する。

次に、議16―３をお開き願います。議案説明でございます。白老町港湾機能施設整備事業特別会計の円滑な運営を図ることを目的に、白老町港湾機能施設整備事業の運営上の財源不足が生ずるときの基金運用等のために基金を設置する必要があることから、地方自治法第241条第１

項の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町港湾機能施設整備事業基金条例

（設置）

第１条　白老町港湾機能施設整備事業の運営上その財源の不足を生じたときの財政調整資金に充てるため、白老町港湾機能施設整備事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、白老町港湾機能施設整備事業特別会計の歳入歳出で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（基金から生ずる収入）

第４条　基金から生ずる収入は、白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

（基金の処分）

第５条　この基金の設置の目的を達成しようとする必要が生じたときは、町長は、所定の予算を定め処分するものとする。

（繰替運用）

第６条　町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号　白老町港湾機能施設整備事業基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１７号　白老町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について

○議長（小西秀延君）　日程第６、議案第17号　白老町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　続きまして、議17―１をお開きください。議案第17号　白老町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について。

白老町工場立地法に基づく準則を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

条文の朗読は省略させていただきまして、議17―２をお開きください。附則でございます。この条例は、令和８年４月１日から施行する。

続きまして、議17―３をお開きください。議案説明でございます。指定区域における工場の新設及び増設等の促進を図るため、国が定めた基準の範囲内において、緑地面積率及び環境施設面積率の割合を緩和すべく、工場立地法第４条の２第１項の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町工場立地法に基づく準則を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、工場立地法（昭和３４年法律第２４号。以下「法」という。）第４条の２第１項の規定に基づき、法第４条第１項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第３条　法第４条の２第１項に規定する区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

指定区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に規定する工業地域及び工業専用地域（以下「甲区域」という。）	１００分の５以上	１００分の１０以上

（緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法）

第４条　工場立地法施行規則（昭和４９年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第１号。以下「規則」という。）第４条に規定する環境施設以外の施設又は同条第１号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第３条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の１００分の５０の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に参入することができる。

（敷地が２以上の区域にわたる場合の適用）

第５条　特定工場の敷地が甲区域又は非適用区域（甲区域以外の区域をいう。以下同じ。）のうち、２以上の区域にわたる場合における第３条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、甲区域の敷地割合が最も高いときは同条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、非適用区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地の全部について同表の規定を適用しない。

（隣接する地方公共団体の長との協議）

第６条　特定工場の敷地が本町に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、町長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号　白老町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２３号　白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君）　日程第７、議案第23号　白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君）　続きまして、議23―１になります。議23―１をお開きください。議案第23号　白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

次に、議23―２、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

次に、議23―３、議案説明です。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域限定保育士制度の一般制度化及び虐待通報義務の創設等、同省令の基準に従う規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
（虐待等の禁止） 第１２条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第１７条　略 ２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	（虐待等の禁止） 第１２条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第１７条　略 ２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

３及び４　略

（職員）

第２３条　略

２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)及び(2)　略

３　略

（職員）

第２９条　小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

３及び４　略

（職員）

第２３条　略

２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（北海道の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)及び(2)　略

３　略

（職員）

第２９条　小規模保育事業所A型には、保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

２及び３　略	２及び３　略
（職員）	（職員）
第３１条　小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。	第３１条　小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。
２及び３　略	２及び３　略
（保育所型事業所内保育事業所の職員）	（保育所型事業所内保育事業所の職員）
第４４条　保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	第４４条　保育所型事業所内保育事業所には、保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
２及び３　略	２及び３　略
（小規模型保育事業所内保育事業所の職員）	（小規模型保育事業所内保育事業所の職員）
第４７条　事業所内保育事業（利用定員が１９人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、	第４７条　事業所内保育事業（利用定員が１９人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以

嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第１６条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
２及び３　略	２及び３　略
附　則	附　則
第９条　前２条の規定を適用する時は、保育士（法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第２９条第３項若しくは第４４条第３項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。	第９条　前２条の規定を適用する時は、保育士（法第１８条の１８第１項の登録を受けた者又は地域限定保育士をいい、第２９条第３項若しくは第４４条第３項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号　白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２４号　白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君）　日程第８、議案第24号　白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君）　議24―１でございます。議案第24号　白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

次に、議24―２、議案説明です。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設等、同府令の基準に従う規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
（特定教育・保育の取り扱い方針） 第１５条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)　幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）　幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第１０条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育	（特定教育・保育の取り扱い方針） 第１５条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)　幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）　幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第１０条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育

課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。 (2)～(4)　略 ２　略 （虐待等の禁止） 第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	の内容に関する事項をいう。次項において同じ。 (2)～(4)　略 ２　略 （虐待等の禁止） 第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号　白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２５号　白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君）　日程第９、議案第25号　白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君）　議25―１をお開きください。議案第25号　白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

次に、議25―２、議案説明です。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域限定保育士制度の一般制度化及び虐待通報義務の創設等、同府令の基準に従う規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
（職員） 第１０条　略 ２　略 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する物で あって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を終了したものでなければならない。 (1)　保育士の資格を有する者 (2)～(10)　略 ４及び５　略 （虐待等の禁止） 第１２条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利	（職員） 第１０条　略 ２　略 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する物で あって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を終了したものでなければならない。 (1)　保育士（北海道の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士を含む。）の資格を有する者 (2)～(10)　略 ４及び５　略 （虐待等の禁止） 第１２条　放課後児童健全育成事業者の職員は、

用者に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	利用者に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号　白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２６号　白老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君）　日程第10、議案第26号　白老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君）　続きまして、議26―１でございます。議案第26号　白老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

次に、議26―２、議案説明です。乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域限定保育士制度の一般制度化等、同府令の基準に従う規定について所要の整備

を行うため、本条例の一部を改正するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
（職員の基準） 第２２条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。	（職員の基準） 第２２条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（北海道の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号　白老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２７号　白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君）　日程第11、議案第27号　白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

小玉消防長。

○消防長（小玉　修君）　議27―１をお開きください。議案第27号でございます。白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

続いて、議27―２をお開きください。附則でございます。この条例は、令和８年３月31日から施行する。

次に、議27―３をお開きください。議案説明でございます。総務省令で定める対象火気省令の一部改正により、簡易サウナ設備が新たな対象火気設備として追加され、火災予防上必要な規定を整備するほか、住宅における感震ブレーカーの普及促進を図ることが新たに明記されたことから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

白老町火災予防条例新旧対照表

改正前	改正後
	（簡易サウナ設備） 第７条の２　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。 (2)　簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。た

	だし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。 ２　前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条(第１項第１号、第１０号から第１４号まで、第１７号から第１８号の３まで、第２項第６号及び第３項並びに第４項を除く。）及び第５条第１項の規定を準用する。
（サウナ設備） 第７条の２　サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。	（一般サウナ設備） 第７条の３　一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
(1)　略 (2)　サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 ２　前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号及び第１０号から第１２号までを除く。）の規定を準用する。	(1)　略 (2)　一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 ２　前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号及び第１０号から第１２号までを除く。）の規定を準用する。
（住宅における火災の予防の推進） 第２９条の７　町は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1)　住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2)　略 ２　略	（住宅における火災の予防の推進） 第２９条の７　町は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1)　住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2)　略 ２　略
（火を使用する設備等の設置の届出）	（火を使用する設備等の設置の届出）

第５１条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。	第５１条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。
(1)～(6)　略	(1)～(6)　略
	(6の2)　簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。）
(7)　サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）	(7)　一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
(7の2)～(15)　略	(7の2)～(15)　略

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号　白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２８号　白老町介護予防・生活支援事業条例を廃止する条例の制定について

○議長（小西秀延君）　日程第12、議案第28号　白老町介護予防・生活支援事業条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君）　議28―１をお開きください。議案第28号　白老町介護予防・

生活支援事業条例を廃止する条例の制定について。

白老町介護予防・生活支援事業条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、令和８年４月１日から施行する。

次に、議28―２、議案説明です。本条例は、高齢者及び障がい者等の介護予防及び生活に必要な支援を行うことを目的に制定されたものであるが、制定以降、国における介護保険制度や障がい者支援制度の各種見直しがされており、本条例で定める事業は、社会情勢や地域の実情に応じて実施方法や内容等を柔軟かつ適切に行うべく、町の実施要綱において同等の事業を行うことで整理が図られることから、本条例を廃止するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号　白老町介護予防・生活支援事業条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２９号　白老町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（小西秀延君）　日程第13、議案第29号　白老町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　それでは、議案第29号でございます。議29―１をお開きください。議案第29号　白老町過疎地域持続的発展計画の策定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定により、白老町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定するものとする。

令和８年２月19日提出。白老町長。

続きまして、議29―２をお開きください。議案説明でございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域として公示されたことから、議会の議決を経て、令和３年度に過疎地域持続的発展計画を策定したところでありますが、今年度をもって計画期間が終了し、来年度から新たな５か年の計画を策定するため、同法第８条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本計画は、同法第８条第７項の規定により、北海道とあらかじめ協議を行っているところでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号　白老町過疎地域持続的発展計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３２号　白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君）　日程第14、議案第32号　白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君）　それでは、議32―１をお開きください。議案第32号についてご説明をさせていただきます。白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年３月19日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議32―９をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

１　この条例は、令和８年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和８年７月１日前に着手する設置工事及び当該設置工事により設置した再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業並びにこれらを実施する事業者については、この条例の規定による改正後の白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議32―10をお開きください。議案説明でございます。本条例に基づく再生可能エネルギー発電事業の実施に際し、本町の豊かな自然環境、美しい景観、町民の安全な生活環境の保全に加え、災害防止を図る観点から、町内における再生可能エネルギー発電事業の禁止区域を追加し、新たに抑制区域を設けるほか、届出制から許可制への変更、並びに保証金制度の導入等により、事業者による自然環境への配慮と発電設備の適正な設置及び管理を促進するため、本条例の一部を改正するものであります。

本条例の主な改正点につきましては、議32―22の次のページ、議案第32号説明資料でご説明をいたします。白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の主な改正内容についてご説明いたします。

まず１つ目、第８条関係、禁止区域の追加でございますが、優良農地の維持、保全の観点から農地法並びに農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地等を禁止区域に追加いたします。また、同区域内における判断基準を明確化するため、町長が判断した場合の例外規定を削除いたします。

次に、２つ目、第９条関係、抑制区域の設定でございますが、災害防止の観点から再生可能エネルギー発電設備の設置に対して自粛を要請する抑制区域を設定するとともに、同区域において津波災害警戒区域のほか、高潮浸水想定区域などを指定いたします。

次に、３つ目、第13条関係、許可制の導入でございます。事業者による自然環境への配慮と発電設備の適正な設置の促進から許可制に変更するものであり、許可基準に基づき再生可能エネルギー発電事業の設置許可を決定いたします。

次に、４つ目、第17条関係、廃棄費用等の確保でございますが、太陽光発電設備の設置や不適切な廃棄を防ぐため、保証金制度を導入するものであり、解体、撤去及びこれらに伴い発生する廃棄物の処理等に要する費用の積立てを事業者に求めるものでございます。

最後に、５つ目、施行期日でございますが、周知期間を持たせるため、施行日は令和８年５月１日とし､経過措置といたしましては令和８年７月１日を新旧条例の判断基準日として定め、７月１日前に工事着手した再生可能エネルギー発電事業者には旧条例を適用させ、７月１日以降に工事着手する事業者には新条例を適用させることとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

７番、森山秀晃議員。

○７番（森山秀晃君）　今再生可能エネルギーに対する条例の改定案をご説明いただきました。この太陽光発電事業については、議会としても陳情審査、連合審査会を含めて総務文教常任委員会では４回、産業厚生常任委員会では２回、議会運営委員会では２回、全員協議会でも２回、本会議にて委員会報告会でも議論を重ねてまいりました。ほかにも出前トークだったり会派代表者会議を２回行ってきております。また、白老町議会としては太陽光発電事業の適正な導入に向けた法制度の整備を求める意見書、そして太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書として意見書も内閣総理大臣をはじめ経済産業大臣、環境大臣、総務大臣、農林水産大臣等、関係省庁宛てに提出しております。また、北海道への要望にも同行し、関係各所に要望活動を行ってまいりました。今回の条例改正については、それらの議論を踏まえ、現行制度では町として事業の中止等を命じる権限はないなど、法を遵守し、白老町の自然環境と再生エネルギー発電事業との調和を鑑み、町としてでき得る最大限の権限を盛り込んだ条例改正と認識してよろしいでしょうか。

○議長（小西秀延君）　山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君）　今のご質問にお答えいたします。

今議員がおっしゃったように我々としましても、議会側のご意見、陳情等の審査、我々のほうにもパブリックコメント、それから環境審議会等での答申ということで、それを総合的に判断した上で今許可制の導入ですとか、抑制区域の設定ですとか、禁止区域の追加ということをご説明いたしましたが、やっぱりそちらをしっかり盛り込んだ上で我々としては最大限のかなり厳しい条例の制定をしているものと考えております。

○議長（小西秀延君）　13番、広地紀彰議員。

○13番（広地紀彰君）　13番、広地です。本条例の改正案を拝見させていただきました。今同僚議員からもあったとおり陳情審査、意見書の採択等を含めソーラー発電の適正化に向けて半年間議論を重ねてきた中身としては、町民の安心、安全に係る事業適正化へのまちの積極的な関与、住民の意見反映や合意形成の重視などを旨としておりました。そういった趣旨から改正内容を見ると、届出制から町長の許可制、抑制や禁止区域拡大を採用し、また終わった後の廃棄費用の確保も図られるなど、この内容は今までの議会の議論や、また適正な規制を求める町民の意見とも合致しているものと捉えられます。しかし、疑念が１点。それは88件のパブリックコメントにもあるとおり、駆け込み着工を許しかねない施行期日と経過措置であります。本日可決した場合にも施行は５月７日となり、また７月１日前に着手する事業者を従前の例、つまり旧条例適用としていることです。このただ１点にあります。町側は全員懇談会などにおいて訴訟リスクや財産権への配慮が必要と繰り返し説明されておりますが、この説明の根拠とは何か。具体的に法律専門家の見解や参考自治体、判例などできる限り具体的にお示しをいただきたいと思います。

○議長（小西秀延君）　山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君）　今まず整理をしてお答えしたいと思います。

まず、５月１日施行日の考え方でございます。こちらにつきましては、条例の施行日にどれぐらい猶予期間を持つかというところについては特段の決まりはございません。ただ、今回の条例改正では権利を制限する、それから義務を課すものになりますので、一定の周知期間を置くことが必要であると町としては考えております。通常は最低３か月以上と顧問弁護士に確認をしておりますが、今回は多くの住民の方から早期施行の声を受けていることから、その周知期間を公布後１か月と短縮し、５月１日からの施行とさせていただいております。

それから、７月１日の工事着手の基準日ということになります。こちらについては施行日を５月１日としておりますので、その関係で旧条例が適用される事業者においては、工事着手の60日前までに届出が必要とされていることから、５月１日の60日後である７月１日を工事着手の基準日として設定したということでございます。こちらについては、やはり訴訟リスク等も議会のほうにご説明しておりますが、具体的な裁判例というのはございません。ただ、先ほど顧問弁護士にもご相談して最低３か月というお話を受けておりますし、やはり短縮することでの訴訟リスクが全くゼロということはございません。それで、各まちの状況を鑑みても施行日と適用日がずれているといいますか、数か月置いているというところはございます。それは、やはりそれぞれのまちによって状況は違いますけれども、多くのまちでそういった部分で採用といいますか、施行日と適用日がずれているといいますか、というところの状況は確認をしております。

○議長（小西秀延君）　13番、広地紀彰議員。

○13番（広地紀彰君）　これで最後にしますので、理事者の見解を賜りたいと思っています。

愛媛県伊方町は白老町と同様の厳しい条例改正を行っておりましたが、伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例改正をした際に施行と同時に適用すると見てとれますが、こうした積極的な自治体の取組方針に鑑みて町民の安心、安全にかなう規制強化に乗り出すことは可能ではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（小西秀延君）　大黒副町長。

○副町長（大黒克已君）　この施行期日のご質問でございますが、先ほど部長のほうからも答弁したとおり、施行日を何日取らなければならないかというような決まりはございません。これは、あくまでもそれぞれの自治体の判断によるものというようなことになってございます。

それで、もちろんこの施行日を、あるいは経過措置をどのぐらい取るかにつきましては、先行自治体の状況も確認をさせていただきました。道内の道北の市、あるいは東北の市ですとか、様々に厳しい条例を策定している自治体の状況も確認してございます。そういう中にあって、それぞれ状況が違いますので、本町としてどのぐらい設定をすべきなのかということを内部で十分検討してきたところでございます。

それで、実際それぞれの状況で、今伊方町でございますね、のお話もいただきましたけれども、やはりここの施行、適用を同日にするという自治体もありますし、あるいは４か月だったり半年取っているというところもございます。これはそれぞれの自治体の事情というのがありまして、どういう事情が必要なのかというと、例えば今回の本町もそうですけれども、届出制から許可制になっている。さらに厳しい義務を課しているのかどうなのか。あるいは、その廃

棄費用の積立て、本町にもありますけれども、これを課しているのかどうなのか。禁止区域の追加であったり、あるいは抑制区域の指定等もあります。また、罰則というのもあります。こういうようなものをそれぞれ要因を勘案した中で本町としてどのぐらいが適切なのかというところを考えたところでございます。

それで、これまでも町民の皆様からメガソーラーに対する厳しいご指摘等もございまして、本町においても今後無秩序な自然と共生しない太陽光発電、これはもう本町には要らないという考えの下に今回は厳しい条例案を提案させていただいておりますが、その中で町民の中でももちろんメガソーラー、太陽光はもう要らないというお考えの方もいらっしゃいますし、また逆に町民の方でもご自分の土地をメガソーラーの敷地としてぜひ活用したい、活用していただきたいという積極的な声というものも本町には入っております。それらは逆の対立した意見だと思いますけれども、これらをどのような方向で定めていけばいいのかというところを鑑みたところ、やはり先進自治体では３か月から６か月というところでございましたけれども、本町においては５月１日という１か月の周知期間というようなことで経過措置を設けたという考えでございます。

○議長（小西秀延君）　10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君）　10番、貳又でございます。３回に分けて質問したいと思います。

本日は、多くの傍聴の皆様がお越しになっておられます。本件は町民の関心が非常に高い案件であることを踏まえ、事実に基づき確認をさせていただきます。私は、昨年12月９日の定例会において白老町におけるメガソーラーの現状と課題について一般質問を行いました。その際、住民説明や協議体制について質疑を行い、町長からは町民の声を無視し、本町の自然環境を破壊する事業には断固として反対するとの明確な答弁がありました。また、その後の説明会においては町として出席し、住民の意見や事業者の回答を把握していくとの考えも示されております。こうした経緯を踏まえ、今回の条例改正案における運用の考え方について伺います。私は、去る３月13日のエクイスグループの住民説明会に参加しております。その場において、事業者は資料に基づき工事着手は下半期と説明しておりました。私は、この下半期について質問いたしました。そうすると、回答はその予定であるという旨の回答をしております。しかし、その後の発言や報道では７月以前の着工の可能性にも言及されており、説明の一貫性や住民との対話の在り方に対して強い不信感が生じております。さらに、今後対面での説明ではなく書面による対応に移行する可能性もあるのではないか。住民との十分な対話が確保されないまま手続が進む懸念があります。

ここで条例の規定を確認いたします。第５条では、事業者は、これは旧条例であれば周辺関係者となっておりますが、今近隣住民等となっておりますから、近隣住民等と読み替えますが、近隣住民等と良好な関係を保つように努めなければならない。第12条では、近隣住民等の理解が得られるよう説明を行うことが求められております。

そこで伺います。４点ございます。まず１点目、３月13日及び14日の説明会は、これらの規定に照らし、住民への誠実な説明であったとまちとして評価しているのか明確にお答えください。ここで言う誠実な説明とは、単に説明を行うことではなく、内容の一貫性があり、住民と

の双方向の対話が確保されている状態であると理解しております。

２点目、また仮に今後対面での説明を行わず書面対応とする場合、それは条例の趣旨に照らして周辺関係者との良好な関係や理解が得られる説明と言えるのか見解を伺います。

３点目です。さらに、説明内容の変遷や住民の不信がある中でそのような状況でも手続が進められる場合、本条例における誠実な説明という基準はどのように担保されるのか伺います。

最後に確認いたします。４点目です。町長はさきの私の12月定例会の一般質問において住民の声を無視し、自然環境を破壊する事業には断固として反対するという答弁があります。では、住民の理解が得られていない、また説明に誠実性が認められないとまちが判断した場合、本条例の下でそのような事業に対し、どのように対応されるのか。誠実な説明がされていない場合は許可しないという理解でよろしいか明確にお答えください。

○議長（小西秀延君）　山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君）　今のご質問です。まず、３月13日、14日の説明会は私も出席のほうをしております。それで、その中でもちょっと発言をさせていただいておりますが、やはり住民の方と、その会社側の説明、事業者側との説明は到底理解を得られているとは考えておりません。住民の方たちからの質問に当然回答はしておりますけれども、それが理解を得られるような対応なのかということについては、ちょっと私も疑問を抱いております。ですから、そこについては先ほどの２つ目のご質問にも関連しますが、今後事業者と我々は協議をする予定でおりますので、その中で当然ながらさらにまた説明を尽くすように指導といいますか、それも書面ではなくて対面の説明会の実施について我々は要請をしたいと現状では今考えております。

手続として例えば内容の変遷があった場合については、やはり事前協議を経て、それから住民説明会の中でいろいろご意見があって、事業の内容が変わった部分については我々は確認をし、当然それがすぐに変わったといってオーケーですというわけにはいきませんので、内容の確認ですとか、手続的な変遷の理由だとか、そういったものは確認しなければいけません。あと、そこに関係法令、いわゆる上位法が関係しないのかというのは旧条例の中でもございますし、我々は書類等の求めるものは届出であっても求めていきたいと考えておりますので、これは３つ目までの質問でいけば当然ながら大きく、今の旧条例の中でもそういったできることは対応して誠実にやって、例えば事業を行うにしてもしっかりとやれるように指導し、それが不誠実な対応であればそこについては指導というか、そういったものはしていきたいと考えています。

それから、最後のこれは新条例に係る、例えば新条例の許可基準の中には住民の理解というものが一つ許可基準の中にございますので、新条例に関わる中であればそういった、ちょっと今ガイドラインの中でどういった部分、どこまでを住民の理解に努めるというところがございますので、そこは今条例の中で明確になっていない部分については今後ガイドラインの中でしっかりとどういった、なかなか全員の、皆さんが100％理解をいただく、当然それぞれ皆さんはご意見があると思いますので、ではお一人の方が反対すればできないのかというところになると、なかなかそれは現実的には難しいところが、許可しないのかということにはなりますので、

どういったものを、いわゆる住民の方の理解を得ていることになるかというところはガイドライン等で許可基準の中に入れて判断してまいりたいと考えております。

○議長（小西秀延君）　10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君）　今４点目の質問のその部分に対して新条例というお話がありましたが、私はこの旧条例適用、新条例適用、そこが今はざまになっていますから、そういった部分の質問を行っております。そして、また１人の反対というようなご答弁が今ありましたが、私は構造の話をしております。

そこで、次に施行時期について伺います。今回の、今各議員からも、同僚議員からも質問がありましたが、ちょっと少し観点は違うので、質問させていただきます。今回の条例案では、７月１日以降に着工する事業に新条例を適用する。一方で、それ以前に着工する場合は現行条例が適用される仕組みとなっております。しかし、現行条例では着工の60日前に届出が必要であることから、６月30日に着工する場合、５月１日以前の届出で足りることとなります。この制度設計により結果として事業者に対し、新条例の適用を回避するための駆け込み着工を誘発する構造になっているのではないかと懸念しております。また、パブリックコメントにおいては早期施行や既存事業への適用を求める意見が多数を占めておりました。にもかかわらず、このような施行時期の設定となっている理由について、まちとしてどのように整理されているのか伺います。

さらに確認いたします。仮に住民への十分な説明がなされていない状況において、本制度の下で駆け込み的な届出、着工が行われた場合、まちとしてそれを受理し、結果的に新条例の適用外とすることになるのか明確にお答えください。

○議長（小西秀延君）　山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君）　今駆け込みといいますか、７月１日以前の着手についての考え方、先ほどご答弁させていただきましたが、５月１日が施行日になります。それで、６月30日に工事を着手する前には先ほど言ったように60日前に届出を出さなければいけないということになりますので、実質的に５月１日前に届出を出さなければいけないということになりますので、施行期日と実質的な適用日が同じになるということになります。例えば６月１日までにということになれば、その60日前までになりますので、施行期日の前の日にちになってしまいますので、あくまで施行期日と60日前の届出を合わせるために７月１日というのを工事着手の適用日とさせていただいているということでございます。

それから、届出を受けるかどうかの判断ということでございます。当然今の旧条例の中でも先ほどの説明責任も含めて事業の内容等も我々は精査をして、それが届出に足りるものか、そこについてはしっかりと精査をして、事業者とも協議をした中でそこは判断してまいりたいと考えておりますので、そこについては受けるとか、受けないとかということは今明確にはお話はできませんけれども、しっかりそこは厳格に対応してまいりたいと考えております。

○議長（小西秀延君）　10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君）　最後の質問になります。

最後に、町長の政治判断について伺います。ここまでの質疑において事業者の説明の一貫性

や対話の在り方に課題があること、住民の理解が十分に得られていない状況であること、制度上駆け込み的な手続が可能となっていること、これらが明らかになっております。また、石山地区においては自然環境や景観、生活環境への影響に対し切実な不安の声が上がっている現状があります。

その上で確認いたします。町長は住民の声を無視し、本町の自然環境を破壊する事業には断固として反対する答弁をされております。では、現在のように住民の理解が得られておらず、かつ誠実な説明がなされているとは言えない状況において、本条例の下で当該事業に対し許可を与えないという判断を行うのか明確にお答えください。

そして、これは国もかなり今制度構築に動いております。昨年11月21日、経済産業委員会で山岡達丸先生は本町のメガソーラーのことを取り上げて質問しております。当時赤澤国務大臣はこのように申しております。地域との共生が大前提である。各関係省庁と連携を図り、関係法令に基づき一層の規律の強化を行うということを申しておるわけであります。ただ、今国はなかなか追いついていません。そして、今我がまちも旧条例から新条例に移行する、この空白期間です。この空白期間をいかに守るかというのは、やはりまちが自らのことを守らなければこの空白期間にならないわけです。

そして、もう一つ、訴訟リスク、そういった問題がある。これは、私も重々承知しております。ただ、石山地区の皆さんもそうでありますし、白老町の町民は白老町のこの豊かな自然、これを愛しています。そして、そこに思いを持って移住された方々も多くおられます。訴訟リスクと、これはお金の問題です。そして、事業者の方々もやはりお金、これがあるので来るわけでありますが、皆さんの日々のこの生活というのは金では買えないのです。お金で買えない、より深い価値があるわけであります。そして、各同僚議員からのご質問、その答弁にあったように町側はもう最大限の努力をして、パブリックコメントでも多くの意見が出たけれども、でもこういった今回の条例制定に至った。しかし、これは事業者はメガソーラーを造るのは簡単かもしれません。私が３月13日の説明会に参加したときに町民の方々が切実にメガソーラーが津波によって流れたらどうするのだとか、そんなような質問に対しては事業者は安心してくださいとか、いやいや、離れているから大丈夫ですよと。それは、ここに生きる町民の思いは全くないわけであります。

最後に申し上げます。本条例が形式ではなく実効性を持つ制度であるかどうかは、最終的には町長の判断にかかっていると考えます。私は、町長、共にこの白老町役場で働いてきた身でもあります。町長は選挙に出る際にもこのまちを間違った方向に導かないという決断をされて、私もそれに向かって共に進んでおるつもりでございます。町長の明確な意思をお示し願います。

○議長（小西秀延君）　大塩町長。

○町長（大塩英男君）　再生可能エネルギー条例のご質問でございます。

改めてこの条例の今回改正する趣旨というのでしょうか、目的というのでしょうか、そういった部分を私のほうからご答弁させていただければなと思います。皆さんご承知のとおり近年全国各地で大規模な太陽光発電、いわゆるメガソーラーの設置をめぐり景観ですとか、森林伐採だとか、土砂災害だとか、地域住民との合意形成の不足ですとか、様々な課題が指摘されて

いるところでございます。本町におきましても再生可能エネルギーの推進自体は重要であると考えている一方、森林伐採による災害リスクの増大であったり、景観、生活環境への影響というのは多くの地域の住民の方々が強い不安、そういった声が寄せられている。現にまち、私のほうに寄せられているというような状況で、ここをしっかりと守っていかなければならないという視点を持つのは大事なことだと思っておりますし、12月の議会の中で私は秩序のないメガソーラーの開発は断固反対するというような話で、そうしたらこの秩序がないというのは何かというと、住民の声を聞かない、自然環境を破壊する、こういったメガソーラーの開発については断固反対しますというようなお答えをさせていただいたかと思うのですけれども、これについては全く揺るぎがない、今もその思いでございます。

その中で、今回条例の見直しの中で説明の中にありましたけれども、改めてご説明をさせていただきますと、まず今回再生可能エネルギーの発電事業の手続の厳格化というのをさせていただきました。今まで届出せよ、書類を出せばオーケーよというような届出制でしたけれども、これはまちの判断でいいよ、悪いよというようなことができる許可制というようなことで厳格化をさせていただいております。それと、災害リスクの高い場所への設置の抑制ということで、いわゆるゾーニングをかけまして禁止区域の追加であったり、抑制区域を新たに設定をしたというような状況になっております。さらには、適切な管理責任の明確化ということで、簡単に申しますと撤去に要する費用に関することであったり、これはいわゆる長期的な責任をしっかりと事業者に持っていただこうというようなことから、このような形で今回条例の見直し案、改正案について議会に提案をさせていただいているところでございます。そういった中では過去にもお話ししたかと思うのですけれども、本町は豊かな自然環境を有するとともにアイヌ文化と深い関わりを持って過去から自然との共生を大切にしてきたまちでもございます。先人の方々がこのように豊かな自然を私たちに残してくれたことをしっかりと今度は私たちが後世に引き継いでいく、これが私たちの役割だと思っております。そういった思いも込めて今回この条例改正のご提案をさせていただいているということは議員にご理解をいただきたいと思っております。

その中で住民説明のお話がございました。今部長からも答弁させていただいたように、地域住民の皆さんに本当に理解を得られている説明が成し遂げられているかどうかというような判断でありますけれども、私は現実的に公務があって説明会には出ていないのですけれども、担当職員から報告を受けたところによると、地域住民の方たちに理解が得られている状況ではないというような報告を受けております。ただ、今回この旧条例でやるとなると、届出制の中で事業者からは仮に地域住民の方と説明を終了しましたというような届出がある可能性があります。そういった場合については、私たちは今担当職員が実際に足を運んで説明会に出ております。ですから、それはしっかりと現場の声を聞いておりますので、そこは判断基準としては明確な判断基準を持っていると思っておりますので、そこの判断は揺るがない判断、事業者にとっても、地域住民の方にとっても公正で公平な判断ができると考えておりますので、今議員のほうからご質問のありました住民の理解が得られているかどうかということを拙速に判断することなく、そこは地域住民の説明会の状況を踏まえた中で、今は届出制ですから、そのような

形で旧条例の中でしっかりと判断をしてまいりたいと考えておりますし、これが新条例になった場合については、これはまちの判断、許可制になりますので、許可を出すことはないと考えております。ただ、一方ではこの基準というのを今後明確にしていかなければならないと思います。事業者にとって、私たちはしっかりと説明をしたのだとなる。そして、地域住民の方々は、いやいや、そうではないという、ここの基準を明確にしておかないと、これはトラブルの原因になりますので、ここはしっかりと今後ガイドラインで皆さんに公表して公平で公正な事業の見守り、抑制に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（小西秀延君）　１番、水口光盛議員。

○１番（水口光盛君）　１番、水口です。同僚議員が質問したので、そこの部分はしませんが、まず２月２日から３月３日、パブリックコメントを取っていると思います。約106名ですか、これ今までの白老町のパブリックコメントでこんな数が来たということは私はないと思うのです。これだけの方が町民の声、いろんな声として上がっていると思いますが、この取扱いを町としてはどのように考えているか。それと、その声を条例としてどのように盛り込んだか、これについて伺います。

２点目、先ほどから議論になっている、私は条例の中身はすばらしいといいますか、きちんと届出制から許可制の変更、そして保証金の導入、事業者の自然環境の配慮と発電設備の適正な設置及び管理の促進をやっていると思います。ただ、やっぱり１点は先ほどから話があるこの条例は令和８年５月１日から施行する、ここだと思うのです。この考え方がやはりパブリックコメントの中をどう見ても、その回答を見ても３か月から６か月、本当は周知期間があって云々かんぬんって書いていますけれども、町民、パブリックコメントの思いというのは、すぐ施行してくれという声が私はこのパブリックコメントの大多数だと思うのです。地方自治法では、これ全員協議会でも議論があったのですけれども、10日間あればもう施行日にしていいという、これが地方自治法です。ただ、先ほどから訴訟ですとか事業者の考えというのは分かります。我々議員も訴訟だ、訴訟だって言われればやっぱりちょっと、言い方は悪いけれども、びびってしまいます。町長方だってびびってしまうと思うのです。でも、今回この条例をつくるという思いだったらそこの思いも、地方自治法で10日だってやっても私はよかったと思うのです。今回この条例が上がったから、ではそこが反対だから、この条例に反対するかっていったらそんなわけにはいかないと思います。陳情も上がり、今までずっとやってきたことですから。多分この１点だけ、やっぱり町民の安心というのが図られないと思うのです。その辺について担当から伺います。

○議長（小西秀延君）　山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君）　今パブリックコメントのお話がございました。こちら議員がおっしゃるように106名の方から133件いただいております。その内容としましては、やはり早期の施行を求める、それから事前協議中の事業者に対しての部分です。新条例の適用を求める声というのが83％ということで、多くがそういった内容でございました。それについては我々としてもやはり先ほどもご説明いたしましたが、本来３か月のところを１か月にするというところ、施行期日をです。それから、事前協議中の事業者の部分に対して工事着手と方針を変更

しまして、もともとパブリックコメントの段階では適用除外としていたものを工事着手にしまして、当然対象となるか、適用となるかについてはその事業者の動きによって変わりますが、そういった仕組みとしては、条例の立てつけとしてはそういうふうに変更した、ご意見を反映させて条例を策定したということでございます。

それから、先ほど来からの説明になります。確かに訴訟リスクを恐れてというところはございますが、我々としては当然ながら法的、リーガルチェック等も受けておりまして、一定程度、先ほどからもありますが、権利の制限、義務を課すというところになりますので、そこはすぐの施行については難しいといいますか、やはり一定程度の周知期間が必要だと考えておりますので、それが１か月程度で今回提案をさせていただいているということでございます。

○議長（小西秀延君）　１番、水口光盛議員。

○１番（水口光盛君）　５月１日の施行のことを今はもう議案が上がっていい、悪いって言ったとしても議論はできますけれども、５月１日が駄目だったら、では水口は反対するのかって言われたら、先ほども言いましたけれども、条例の中身はいいのです。ここだけなのですよ、附則の部分。ここを例えば５月１日って書いているけれども、でもその５月１日までは新条例を適用するぐらいの届出制であってもやっていくのだと、まちとして、安心してくれと。今日が３月19日だとしたら５月１日の間、そういう届出制の中で事業者がやりたいと駆け込みで来たとしても、町としては５月１日からこの条例が施行されると。この条例に則して届出制も考えてやっていくと、意見も言わせてもらう、住民の説明も調っていないでしょうということで許可といいますか、届出を受理しないとか、意見を言うということをしてくれれば少しでも住んでいる町民は安心すると思うのです。それが行政でそれをそうしますって条例をつくる立場から言えるとは思えないけれども、でもそれぐらいの気持ちなのだということがないと事業者にも強く言えないと思うのです。

私は石山に住んでいます。知っていると思うのですけれども、一般質問でも言わせてもらいましたけれども、説明会にも言っています。町内会の役員もやっています。このメガソーラーがあることによって町内会でもいろんなことが起きています。町内会を辞めるとか、このことの町内会の対応が悪くて辞めるとか、そういうこともあるのですよ、実は。この条例には見えない中で町内会に住んでいる人、そしてそれによって町内会が２分といいますか、賛成する人もいれば、無関心の人もいれば、強く反対する人もいるということで、住んでいる人の中でこの条例を考えるとき、町内会の中でもそういうことが起きているということは行政の方もやっぱり理解してほしいなと思っています。

先ほど言ったようにパブリックコメントって私は重いと思うのです。パブリックコメントって白老町の自治基本条例ですか、これができてから制定されたものですから、これを重く受け止めて、今回条例は５月１日だけれども、この条例にのっとり駆け込み申請は受け付けないというか対応していく、こういう強い思いを町長から言っていただかなければ安心して住めないなってやっぱり言うと思うのです。条例を今回議案として見て、この附則のことがやっぱり皆さんは心配しているので、町長、どのようにお考えですか。

○議長（小西秀延君）　大塩町長。

○町長（大塩英男君）　まず、今パブリックコメントのご質問がございました。

議員ご指摘のとおり、恐らく正式ではないかもしれないですけれども、過去最多のパブリックコメントということで106件いただきました。もちろんこの改正条例案の作成には、いわゆる環境基本法に基づいた環境審議会という審議会のご意見もいただいて、パブリックコメント、そして環境審議会の委員の皆さんからのご意見を踏まえて、今回これまでは今まで準備をしていた事業者は新条例の適用はしない、除外するというようなことだったのですけれども、これは地域の皆さんの声であったりですとか、審議会の委員の皆さんの声を受け止めて７月という規定を設けておりますけれども、今の準備している事業者にも適用するというような形を取らせていただきまして、ここは私はしっかりと声を受け入れたと考えております。

これまで、今日この条例改正で議員の皆さんから質問を多く寄せられているのは施行期日、ここを何とか早められないのかというようなご質問かなと思っておりますし、地域住民の方からもそのような声をいただいております。早く規制したい、してほしいというのは我々も共有しているところでございます。ここは理解をいただければなと思います。ただ、担当部長からも説明があったように何点かちょっと理由があります。改めて私のほうから説明をさせていただきますけれども、まず今回の条例は改正条例であるということです。というのは、途中でルールを変えるということには難しさがあるということを理解をいただけるかなと思います。これまでは、その抑制区域というのは設定をしておりませんでした。津波浸水区域を今回抑制区域として設定をする。これは、土地の所有者に対して権利を制限するとなります。それと、届出制を許可制に変更する。撤去に要する費用を徴収する。これは、まちが義務を課すことになります。この権利を制限する、義務を課すという行為は何かというと公権力の行使に当たります。この公権力の行使に当たる場合については、一定限の期間が必要だと言われております。さらには、トラブルの原因になる可能性もある。こういった権利を制限する義務を課す条例については、白老町はこれまでの条例で少なからず３か月以上猶予期間を持たせております。ただ、今回は地域住民の方々から強い声があったということで、今日この条例が可決をいただければ、５月１日施行ということになれば、逆算すると１か月ちょっとでこの権利を制限する、義務を課する条例を初めてこの短期間で条例を施行させることになります。これは、地域住民の方々をしっかりと受け止めたあかしだと私は思っております。

それと２番目、いわゆるメガソーラーを規制していくというこの制度をつくったとしても実効性のないものには意味がない、ただ絵に描いた餅の条例だったら意味がないと私は思っております。ですから、例えばどこを対象にするのか。先ほどちょっとガイドラインのお話をしましたけれども、どういった基準を止めるのかという曖昧なまま施行させてしまうと結局抜け道だらけで、止めたかった業者にも抜け道を抜けられて、条例を破られて開発されてしまうという可能性があるということで、やはり実効性を保ちたいということです。

それと、３点目が監視体制が追いついていけないというのが実態としてあります。このメガソーラーの規制をするためには森林であったり、土砂災害であったり、環境であったり、景観であったり、複数の分野にまたがっていろいろと考えていかなければならない。そういったことであれば私たちだけではできないことも多くあります。この場合は、やはり国だとか、北海

道だとか、関係機関との調整を整えなければしっかりとしたチェックはできないと考えております。ですから、こういったことをしていくためにも一定限の時間を頂戴したいと思っております。ですから、最終的には確実に効くルールとして動かすためには一定の期間が必要だということをご理解いただきたいと思います。ただ、議員のご指摘があったようにこれが届出制だから、許可制だからということではなくて、白老町の場合には今メガソーラーと自然環境を調和する条例というのを持っています。ですから、この条例の中でいかにしっかりと無秩序なメガソーラー開発を止めていくか、抑制していくかというのは今のこの条例でもやることはできますので、そこはしっかりと皆さんの声を受け止めて、まちとしては無秩序なメガソーラーの開発は抑制していきたいと考えております。

○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　今の水口議員の町長の答弁はかなり熱が籠もって具体的に答弁されています。これは、十分に思いは伝わります。だけれども、実際に実施する業者と渡り合うというのは担当になってくるのです。やはりこういうことが、担当者も役場はちょこちょこ異動で代わりますけれども、町長が言った精神を担当者も真摯に持って業者とどう向き合えるかと、これがやっぱり実効性を保つことになるのです。そういう部分もぜひ考えてほしいなと思います。

それで、何点か質問するのですけれども、今日は正直な話、条例の議案を手にしたのです。そこで、今の説明を受けて条文を吟味するというか、精査する時間はありませんので、二、三点思いついた分だけ、私も事業者の説明会に出ていたことでちょっと感じたことがあるのだけれども、一つ、先ほど町長も答弁しているのだけれども、この事前協議の第11条３項の事前協議が完了したときはって、こうあるのです。この協議完了は何をもって完了とするのか。そして、町長は先ほど判断基準を決めるって言っているけれども、それは、では住民がまず見直すのかというのが１つ。

もう一つ、住民が了承したという判断基準はつくると言ったけれども、これを文言として文章化、要領になるのか、規則になるのか、要綱になるか分かりませんけれども、これらを明確にする時期はいつなのか。待っていられないのです。

それと、許可制の導入の第13条１項３号に近隣住民との協議及び回答が誠実に行われていることとありますけれども、この回答が誠実と認められる定義は何になっているのかです。事務的なことはここまでです。

次に、これ公布の施行日です。非常にここで議論されています。今日傍聴に来ている方、管理者は非常に興味があって、今日までかなり連絡協議会の人が町長と話をしているでしょう。だけれども、どういう形になったか分かりませんけれども、今日条例が上がっていますから。

そこで、町は訴訟のリスクがあるということをもう強調しているのです。そこを私も理解はするのだけれども、もう一歩踏み込んで白老町なのです。町民の問題なのです。では、施行期日は誰のためにあるのかと、こういうことです。そして、私も１月30日の全員協議会で一日でも早い施行が大事だよと、条例の特性や緊急性に応じて施行までの期間を短縮する方法があるか検討してくださいと、こう質問しているのです。だけれども、今日まで何もありませんでし

た。そして、今日の条例提案になっています。

そこで、これは今何ぼか議論しても私は論理的にちょっと伺いたいのです。これは、副町長が答弁してください。よく聞いておいてください。これは、住民の公益性からの不利益の不遡及についてです。これ法学上、法律の不利益、不遡及は原則禁止にはなっているのです。しかし、真正遡及ってあるのです。これは、過去に完了した事象への適用。もう一つは、不真正遡及ってあるの。これは過去から現在進行中の事象への適用を区分するのが通説であると、こう言われているのです。今回の件はまだ稼働していないものであって、将来に向かっての危機を除去するための改正であれば、今申し上げました不真正遡及、過去から現在進行中の事象への適用として許容される余地は十分あると考えられますが、この辺の判断は町はどうされましたか。

○議長（小西秀延君）　山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君）　こちらは、先ほどのまず事前協議の完了の考え方でございます。

こちらについては、今旧条例の中でも当然ながら事前協議の完了というのは、住民への説明を当然上位法のまず許認可を得る。それから、住民への説明をきちんと果たしてそれを報告すると。町に報告して、それをもって事前協議の完了とありますが、ただ新条例についてはまだこれから早期にガイドラインを今策定しますので、その明確化、先ほど近隣住民の理解っていいますか、そういった部分を含めて、理解が得られるというところも含めて先ほど答弁させていただきましたけれども、町長からの答弁でもございましたけれども、ここについては早期に、早い時期にガイドラインに明確に、ガイドラインの中でどういった形が理解を得られているだとか、そういったものについては規定をしていきたいと考えております。

○議長（小西秀延君）　大黒副町長。

○副町長（大黒克已君）　もう一点の施行期日のご質問でございます。

この条例を制定するに当たりまして、やはり施行期日をどうするのか、適用期日をどうするのかというところがいろいろ問題になってございます。先ほど町長のほうからの答弁もありましたとおり、権利を制限して義務を課すというようなことでございます。このような状況の中で、公布の日から施行というようなことは全く我々としても考えてございませんでした。というのは、やはり早期に施行するというようなことが、その条例の内容が広く町民もそうですし、事業者もそうですし、一般のこれに、ここの太陽光に関わる全ての方々がこの条例を改正したということを理解するのにどのぐらい必要なのかというところで我々は考えてございます。そういう中にあって、やはりこの義務を課す、権利を制限するというその義務、権利の内容、いわゆる強度といいますか、そういったところを勘案した上で約１か月というところを設定してございます。これにつきましては、我々は顧問弁護士であったり、あるいは大学の教授の考え方、こういったものを考慮した上で今回設定していることでございます。ですから、遡及するとかというようなことについては特段検討はしてございません。

○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　今の町民説明は何をもって完了するか、今はばくっとした答弁だけれ

ども、これ一番大事なのです。住民側と事業者側との理解が違ったらそごが生じて画一的にいい方向にいかないのです。そこはやっぱりきちんと住民側に立った認識で早急にあの２つの項目、分かっているよね。それはきちんと明文化をしないと困ると思うので、もう目の前に迫っていますから、ぜひ今日からでも手をかけて早めにつくって、やっぱり町民方ともきちんと理解できる案をつくるべきだと。

それで、今大黒副町長の答弁がありましたけれども、確かに不遡及のことは検討しなかった、こう言っていますよね。なぜか。そうすると、私はなぜここを言っているかっていったら、北海道新聞でもこれ３月、２月25日ですよ、もう。北海道新聞の報道でも具体的に、皆さんは記事を読んでいるから言いませんけれども、町が遡及と説明するのは法律的に誤りがある、それ検討していなかったって言ったよね。こんなに期間があったのですよ、１か月。町民に寄り添えば、大学の先生に相談した、顧問弁護士もそうだって言うけれども、もっともっと積極的に道は開けたと思います。もうここで言っても仕方ないですけれども、そういうやっぱり努力が必要でなかったかと私は思います。

そこで、最後にします。ということは、今答弁があったけれども、では公共の福祉を優先し、住民の生命、財産を守るための合理的な制限といえ、これは既得権の侵害を目的とするものでなく、こうありますよね。町側は既得権を侵害すると言っているけれども、侵害するものでなく予想不能な自然災害から住民の生命と財産を守るための緊急かつ重大な公益性の処置ということから考えると、施行日を前倒しすることは可能だったのです。もう少し議会と親密に協議してほしかったと思います。冒頭で同僚議員はしたって言っているけれども、それは反論しませんけれども、もう少しこういう部分の意見を聞く機会があってもよかったなと思うのだけれども、予想不能な自然災害から住民の生命と財産を守るための緊急かつ重大な公益上の処置であることから、施行日を前倒しすることは可能でなかったのかなと、こう思いますけれども、いかがでしょうか。これらの法的な解釈について町は顧問弁護士と言いますけれども、ここ顧問弁護士です。そうではなくて大学の先生とも言ったって言っていますけれども、もう少し法学、法律学者にも見解を求めて施行日を考えた条例改正案を提出してほしかったなと、こう思いますけれども、その法的というかな、今私が申し上げた解釈というか、捉え方について伺います。

○議長（小西秀延君）　大塩町長。

○町長（大塩英男君）　議員のほうから、まず組織っていいますか、今後のこの届出に対する審査ということでお話がございました。まさしくもちろん私もしっかりと目を通しますけれども、一義的にはまず職員のほうでということになりますので、この組織については今後４月に向けてどのような組織がいいかということはしっかりと考えていきたいと思っております。

それともう一点、この条例の見直しというようなことについては議員のほうから足りなかったのではなかろうかという話がありましたけれども、もちろん事前審査ということにかかってはいけませんので、具体的にはそういうようなお話はできませんでしたけれども、私は議員の皆さんには一定限の説明をさせていただいたのではなかろうかなと思っております。

今司法のお話がございました。一つ、私は今回このお役目をいただいて３年になるのですけ

れども、初めてこのようなファイルというのを作って一担当者のように勉強させていただきました。私も今前田議員からご指摘のあった司法の見解については、いろいろと裁判例を調べさせていただいたところです。私の調べた結果でいきますと、憲法の保障する財産権を行政が一方的に権利を侵害することはできないよ、これが原則です。これは、皆さんもご承知かと思います。ただ、財産権は保障されているけれども、公共の福祉による制限は可能だよということで、例えばその財産権を侵害したとしても、皆さんの財産、命を守るためであったら、この公共の福祉というのはそれを上回るよというような司法の判断が出ています。ですから、前田議員のおっしゃるとおりです。ただ、そこには条件があって、条例が適切な手続を経て制定されている場合ではないと駄目だよとなっております。ですから、私たちはそこに着眼をして、要するに先ほどご説明した権利の制限、義務を課すという条例が果たしてここに抵触しないかどうかというところを検討させていただきました。先ほども繰り返しの答弁になりますけれども、白老町史上初めてこの短期間での条例ということは、町民の皆さんの意見をしっかりと受け止めたということになりますので、ここの部分についてはこれが適切な手続、施行日を早めることが不適切かということまでは言いませんけれども、町としての適切な手続というのは、この１か月の猶予を持たせた、周知期間を持たせた、これは公平にというような考え方だということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。

○９番（前田博之君）　今の施行日の私が言ったことと町長が後段で言ったことについて、反論的には議論しないと思います。ただ、町長は事前審査と言ったのです。ここをきちんと整理しておかないと駄目だと思います。これは議会にもあるのです。事前審査というのは分かります。だけれども、それはケース・バイ・ケースですから、全てを一緒にするわけにはいかない。

うちの運営基準では、委員会付託について議会は議案を委員会に付託するときは議会に諮って付託できるのです。本来これまではこういう大きな条例制定とか、事務改正については、質疑が終わったらさらに詳細な審議を必要とするというような議案については、議会の議決によって委員会に付託できるのです。私が言っているのは、事前に町長と議長と話をして、そういうものを委員会に付託すると今私が言ったようなことも議論されて整理をされるでしょうと。その結果、委員長が報告して本会議で皆さんが手を挙げるという、そういう手続を取っていればもう少しここで、私はこういう議論ができるというのは議会は健全だと思います。もうちょっと具体的にできたのかなと思うことだけを、これは町長の責任云々ではないし、議会、町側の一つのそういう方向があればできるよということもありますので、申し伝えておきます。

○議長（小西秀延君）　ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号　白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４９分

再開　午後　０時５９分

○議長（小西秀延君）　それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第３４号　工事請負契約の締結について（令和７年災９次第１１４号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）

○議長（小西秀延君）　日程第15、議案第34号　工事請負契約の締結について（令和７年災９次第114号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克已君）　議34―１をお開きください。議案第34号でございます。工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和８年３月19日提出。白老町長。

１、契約の目的、令和７年災９次第114号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約の金額、２億3,265万円。

４、契約の相手方、白老郡白老町字社台53番地１、丸幸鈴木建設工業株式会社代表取締役、鈴木武幸。

５、契約保証金、2,326万5,000円。

次のページでございます。議案説明です。

１、工事場所、白老町字白老776番11地先から776番９地先。

２、工事概要、復旧延長、長さ580.7メートル。

本工事は、昨年９月30日から10月２日の豪雨により被災した、準用河川ウトカンベツ川の護岸施設を復旧するものでございます。

その次のページに議案第34号から38号の説明資料ということで図面と写真を添付させていただいております。今回の第114号施工延長というのが一番下の延長580.7メートルのところで、それから順次議案の説明をしていきますけれども、下から上のほうに１つずつ上がっていくような図面となってございます。

続きまして、入札の経過でございます。去る令和８年３月３日に道南綜合土建株式会社、丸幸鈴木建設工業株式会社、株式会社川田建設、株式会社岩崎組の４者に指名通知を行い、３月16日に入札を行ったところであります。落札者は、丸幸鈴木建設工業株式会社でございます。落札率は予定価格２億3,596万6,000円に対し、落札額が２億3,265万円でございますので、落札率は98.5％となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号　工事請負契約の締結について(令和７年災９次第114号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３５号　工事請負契約の締結について（令和７年災９次第１１５号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）

○議長（小西秀延君）　日程第16、議案第35号　工事請負契約の締結について（令和７年災９次第115号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克已君）　議35―１でございます。議案第35号　工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和８年３月19日提出。白老町長。

１、契約の目的、令和７年災９次第115号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約の金額、１億1,330万円。

４、契約の相手方、白老郡白老町字社台271番地の３、株式会社岩崎組代表取締役、清水尚昭。

５、契約保証金、1,133万円。

議35―２をお開きください。議案説明でございます。

１、工事場所、白老町字白老776番９地先から782番７地先。

２、工事概要、復旧延長、長さ496.1メートル。

本工事は、昨年９月30日から10月２日の豪雨により被災した、準用河川ウトカンベツ川の護岸施設を復旧するものでございます。

続きまして、入札の経過でございます。去る令和８年３月３日に道南綜合土建株式会社、丸幸鈴木建設工業株式会社、株式会社川田建設、株式会社岩崎組の４者に指名通知を行い、３月16日に入札を行ったところであります。落札者は、株式会社岩崎組でございます。落札率でありますが、予定価格１億1,520万3,000円に対し、落札額が１億1,330万円でございますので、落札率は98.3％となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号　工事請負契約の締結について(令和７年災９次第115号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３６号　工事請負契約の締結について（令和７年災９次第１１６号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）

○議長（小西秀延君）　日程第17、議案第36号　工事請負契約の締結について（令和７年災９次第116号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克已君）　議36―１をお開き願います。議案第36号です。工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和８年３月19日提出。白老町長。

１、契約の目的、令和７年災９次第116号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約の金額、１億3,178万円。

４、契約の相手方、白老郡白老町大町１丁目10番８号、道南綜合土建株式会社代表取締役社長、道見みちる。

５、契約保証金、1,317万8,000円。

次ページでございます。議案説明。

１、工事場所、白老町字白老782番18地先から779番21地先。

２、工事概要、復旧延長、長さ447.9メートル。

本工事は、昨年９月30日から10月２日の豪雨により被災した、準用河川ウトカンベツ川の護岸施設を復旧するものでございます。

続きまして、入札の経過でございます。去る令和８年３月３日に道南綜合土建株式会社、丸幸鈴木建設工業株式会社、株式会社川田建設、株式会社岩崎組の４者に指名通知を行い、３月16日に入札を行ったところであります。落札者は、道南綜合土建株式会社でございます。落札率でありますが、予定価格１億3,472万8,000円に対し、落札額が１億3,178万円でございますので、落札率は97.8％となっております。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がありますか方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号　工事請負契約の締結について（令和７年災９次第116号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３７号　工事請負契約の締結について（令和７年災９次第１１７号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）

○議長（小西秀延君）　日程第18、議案第37号　工事請負契約の締結について（令和７年災９次第117号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克已君）　議37―１でございます。議案第37号　工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和８年３月19日提出。白老町長。

１、契約の目的、令和７年災９次第117号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約の金額、6,094万円。

４、契約の相手方、白老郡白老町字石山15番地、株式会社川田建設代表取締役、川田泰正。

５、契約保証金、609万4,000円。

次のページをお開き願います。議案説明でございます。

１、工事場所、白老町字白老780番３地先から782番26地先。

２、工事概要、復旧延長、長さ232.7メートル。

本工事は、昨年９月30日から10月２日の豪雨により被災した、準用河川ウトカンベツ川の護岸施設を復旧するものでございます。

続きまして、入札の経過でございます。去る令和８年３月３日に道南綜合土建株式会社、丸幸鈴木建設工業株式会社、株式会社川田建設、株式会社岩崎組、株式会社長谷川土建工業、株式会社田中組の６者に指名通知を行い、３月16日に入札を行ったところでございます。落札者は、株式会社川田建設であります。落札率でございますが、予定価格6,196万3,000円に対し、落札額が6,094万円でございますので、落札率は98.3％となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号　工事請負契約の締結について(令和７年災９次第117号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３８号　工事請負契約の締結について（令和７年災９次第１１８号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）

○議長（小西秀延君）　日程第19、議案第38号　工事請負契約の締結について（令和７年災９次第118号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克已君）　議38―１をお開きください。議案第38号でございます。工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和８年３月19日提出。白老町長。

１、契約の目的、令和７年災９次第118号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約の金額、6,204万円。

４、契約の相手方、白老郡白老町字石山15番地、株式会社川田建設代表取締役、川田泰正。

５、契約保証金、620万4,000円。

次のページでございます。議案説明です。

１、工事場所、白老町字白老781番２地先から781番１地先。

２、工事概要、復旧延長、長さ294.9メートル。

本工事は、昨年９月30日から10月２日の豪雨により被災した、準用河川ウトカンベツ川の護岸施設を復旧するものでございます。

続きまして、入札の経過でございます。去る令和８年３月３日に道南綜合土建株式会社、丸幸鈴木建設工業株式会社、株式会社川田建設、株式会社岩崎組の４者に指名通知を行い、３月16日に入札を行ったところでございます。落札者は、株式会社川田建設であります。落札率でございますが、予定価格6,310万7,000円に対し、落札額が6,204万円でございますので、落札率は98.3％となっております。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がありま す方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号　工事請負契約の締結について（令和７年災９次第118号準用河川ウトカンベツ川災害復旧工事）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎報告第３号　専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）

○議長（小西秀延君）　日程第20、報告第３号　専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克已君）　報３―１をお開き願います。報告第３号です。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年３月19日提出。白老町長。

記、（２）、議会の議決を経た工事請負契約について、当該議決に係る契約金額がその100分の10を超えない範囲で変更すること。

報３―２をお開きください。専決処分書。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、白老町議会会議条例第８条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和８年３月２日専決。白老町長。

記、１、工事名、令和７年度施行街路灯改修工事。

２、現請負金額１億9,008万円。

３、新請負金額１億8,973万9,000円、34万1,000円の減でございます。

４、概要、当該工事において、現場条件の変更や処分費等の確定に伴い、設計図書の変更が

必要になったことから、工事内容を精査し請負代金を減額変更するものでございます。

なお、当該工事請負契約につきましては、令和７年６月20日に議案第20号として議決をいただいた工事請負契約であり、契約の相手方は白電社・谷野特定建設工事共同企業体でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君）　ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　報告第３号は、これをもって報告済みといたします。

◎議案第１８号　職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１９号　白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２０号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２１号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２２号　白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　７号　令和８年度白老町一般会計予算

議案第　８号　令和８年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第　９号　令和８年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第１０号　令和８年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

議案第１１号　令和８年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第１２号　令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計予算

議案第１３号　令和８年度白老町水道事業会計予算

議案第１４号　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計

予算

議案第１５号　令和８年度白老町下水道事業会計予算

○議長（小西秀延君）　日程第21、議案第18号　職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号　白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号　白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第７号　令和８年度白老町一般会計予算、議案第８号　令和８年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第９号　令和８年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第10号　令和８年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第11号　令和８年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第12号　令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計予算、議案第13号　令和８年度白老町水道事業会計予算、議案第14号　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計予算、議案第15号　令和８年度白老町下水道事業会計予算、以上令和８年度各会計予算９件とこれに関連する条例の一部改正５件、合わせて14議案を一括して議題に供します。

本件については、３月９日の本会議において予算等審査特別委員会に付託し、審査をいただいているところでありますが、その審査結果について委員長から報告書が提出されております。予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

貳又聖規委員長。

〔予算等審査特別委員会委員長　貳又聖規君登壇〕

○予算等審査特別委員会委員長（貳又聖規君）　予算等審査特別委員会、委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告いたします。

１、付託議案。

（１）、議案第18号　職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

（２）、議案第19号　白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

（３）、議案第20号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

（４）、議案第21号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

（５）、議案第22号　白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

（６）、議案第７号　令和８年度白老町一般会計予算。

（７）、議案第８号　令和８年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

（８）、議案第９号　令和８年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

（９）、議案第10号　令和８年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。
（10）、議案第11号　令和８年度白老町介護保険事業特別会計予算。
（11）、議案第12号　令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計予算。
（12）、議案第13号　令和８年度白老町水道事業会計予算。
（13）、議案第14号　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計予算。
（14）、議案第15号　令和８年度白老町下水道事業会計予算。
２、審査の経過。
令和８年３月９日に再開された定例会３月会議において、本委員会に付託された議案14件について、３月16日から18日の３日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議した。
３、審査の結果。
（１）、議案第18号　職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
（２）、議案第19号　白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
（３）、議案第20号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
（４）、議案第21号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
（５）、議案第22号　白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
（６）、議案第７号　令和８年度白老町一般会計予算、可決すべきものと決定。
（７）、議案第８号　令和８年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
（８）、議案第９号　令和８年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
（９）、議案第10号　令和８年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
（10）、議案第11号　令和８年度白老町介護保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
（11）、議案第12号　令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
（12）、議案第13号　令和８年度白老町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。
（13）、議案第14号　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計予算、可決すべきものと決定。
（14）、議案第15号　令和８年度白老町下水道事業会計予算、可決すべきものと決定。
以上であります。
○議長（小西秀延君）　ただいま委員長から報告がありましたが、これに対して何か質問などはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行います。

この際お諮りいたします。既に予算等審査特別委員会において各議案の討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに各議案の採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

議案第18号　職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第19号　白老町職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第20号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第21号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第22号　白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第７号　令和８年度白老町一般会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第７号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第８号　令和８年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第８号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第９号　令和８年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第９号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第10号　令和８年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第11号　令和８年度白老町介護保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第12号　令和８年度白老町立介護医療院事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第13号　令和８年度白老町水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第14号　令和８年度白老町国民健康保険病院事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第15号　令和８年度白老町下水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議案第３１号　令和８年度白老町一般会計補正予算（第１号）

○議長（小西秀延君）　日程第22、議案第31号　令和８年度白老町一般会計補正予算（第１号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　議31―１をお開きください。議案第31号　令和８年度白老町一般会計補正予算（第１号）。

令和８年度白老町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億4,720万8,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年３月19日提出。白老町長。

２ページの第１表、歳入歳出予算補正の１、歳入、３ページの２、歳出につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の２の歳出から説明させていただきますので、６ページ、７ページをお開きください。７款商工費、１項２目企業誘致費、（１）、工業団地分譲事業経費20万8,000円の増額補正であります。委託料は、石山特別工業地区における既存の進出企業から敷地の追加購入の照会があったことに伴い、４月以降速やかに当該用地の適切な区画整理を行うため、分筆測量及び登記に要する費用を計上するもので、財源は一般財源であります。

２項１目観光対策費、（１）、観光振興人材活用事業（地域活性化起業人事業）700万円の新規計上であります。観光誘客促進や移住促進、ふるさと納税など関係人口の創出をはじめ、幅広く地域課題の解決を図るため、地域活性化起業人制度を活用し、新年度から新たに民間企業で培われた専門知識と実践経験のある人材の派遣を受けるための経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきたいと思います。４ページ、５ページをお開きください。21款繰越金、１項１目繰越金、前年度繰越金720万8,000円の増額で、歳出総額に対する一般財源不足分を計上するものであります。

なお、令和７年度決算が確定する前ではありますが、当初予算と合わせて3,220万8,000円の繰越金は確保できる見込みであることから、繰越金を増額するものでございます。

議案第31号の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君）　提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

12番、西田祐子議員。

○12番（西田祐子君）　西田でございます。７ページの今説明がありました観光振興人材活用事業というのは、説明は簡単に受けたのですけれども、実際に何人なのか人数を聞いていないし、それからどこに配置されるのかも聞いていない。それと、負担金の地域活性化起業人という、こういうところなのですけれども、ここの団体です。どのような目的で、どのようなふうに行われている団体かも分からないので、その辺と、それからまちとして先ほど説明がありましたけれども、それでそういうようなことをやって具体的にどんな成果を求められるのか。というのは、何年間かこれをやっていくのか、それとも今年度だけ単発で行うのか、その辺もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　地域活性化起業人についてのご質問であります。

実は今観光協会のほうには３年前から、今年で３年目で３月に終わるのですが、この制度を活用してＪＴＢのほうから１名来ていただいている事業でございます。新たに今総務財政部長から説明がありましたように、今回は観光協会にそのまま、また入ってもらうというわけではなくて幅広く、私の所管する分野、企画振興部の中で観光誘客の促進、あとは移住促進、ふるさと納税と関係人口の創出といった部分で横の連携を強化するといったところで１名を日本旅行からこの制度を使った派遣をしていただくものでございます。

○議長（小西秀延君）　年数はまだ決まっていないですか。

○企画振興部長（三上裕志君）　年数については、基本的には３年間を予定しております。

○議長（小西秀延君）　６番、前田弘幹議員。

○６番（前田弘幹君）　６番、前田です。今西田議員が言っていたのと同じところなのですけれども、今まではＪＴＢのほうから来ていて、この３月で交代になるというか、言い方はあれですけれども、交代になるということで700万円って言いますけれども、なかなかな金額だと思うのですけれども、今までＪＴＢの方がいて、多分同じくらいの金額なのでしょうけれども、その費用対効果というものはどのくらいを見ているのか分かれば教えていただきたいなと思います。

○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　金額的にはＪＴＢの今いる方と同額ということで交渉がまとまりましたので、その金額で来ていただこうということで考えております。

それで、費用対効果といったところでございますが、やはり長く、今度来ていただく方も59歳というような方なので、今ＪＴＢから来ていただいている方も同年代の方で、当然その業界では経験年数も積んでいますので、それ相応の知識をお持ちの方といったところで、観光協会の中で３年間活躍されたということで、いろんな補助事業等を持ってきていただいて事業をされているという経過からもそれ相応の効果があったものと捉えております。

それで、今度来ていただく方については、実はこの３月まで釧路市のほうに同じ地域活性化起業人制度を使って今派遣をされている方で、我々の目的、横の連携といったところで同様の移住、定住ですとか交流人口の拡大と、もともとの旅行会社でいた経験、知見を生かしながらも、そういった釧路市でも同じような業務を担当されているといったところで、我々の思惑と一致したといったところで来ていただくといったことになったものではあります。

○議長（小西秀延君）　６番、前田弘幹議員。

○６番（前田弘幹君）　昨日、おとといの予算のときも同じようなことを聞いたのですけれども、今観光協会の中で今までは専属というか、だったのが今回は若干違うというようなイメージなのですけれども、観光協会と今ウポポイ絡みのイベントをやるときにどうしても整合性がないというか、観光協会がちょっと非協力的だなと思うのですけれども、今までは観光協会の中にいてお手伝いしていただいた人と、今後は多分観光協会の外から一応お手伝いをいただくということで、その辺も踏まえて先日も言いましたけれども、観光協会の内部改革ではないですけれども、どうしてもちょっと弱い部分かなということがあるので、よそから来てやっぱりいろいろこれまでもやっていた方なのでしょうから、ぜひともその辺も踏まえてやっていただければなと思いますけれども、見解だけお願いします。

○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君）　今言われたようにＪＴＢの方が３月で終わりということで、実質１名減になると、観光協会の中がというところで、会長から次の地域活性化起業人の見込みがないのであれば、役場から１人出してくれないかというようなお話も実際ありました。ただ、役場の中も今このような状態で、商工労働観光の係を見ると、令和に入ってすぐの頃は３人、３人で６人ぐらいいた人数が今３人で回しているような状態もあるものですから、それはちょっと役場として出すのは難しいですよねというところで、観光協会側ともいろいろ話をしまして、では解決策としてはやはり同じような仕事といいますか、かぶるような仕事もしているので、そこら辺を連携をした中で、役場と連携をして風通しをよくしながらできる方法ってないだろうかねということで今協議はしているところです。実はまさに今産業経済課長と会長のほうも打合せをしている途中なのですけれども、そういった中で昨年12月に日本旅行と包括連携協定を結ばせていただいて、毎月１回打合せをさせていただく中で白老町の課題としてはこういうところがあるのですよねという話の中でこの話が持ち上がって採用するに至ったといったところでございます。当然今までの旅行業界で得た知見、経験もありますし、釧路市で同様の仕事をされていますので、物すごく我々も期待しておりますので、そこら辺は外からではありますけれども、連携をしながら今度来てくれる方の活躍を我々もしっかり支えていきたいなと思っています。

○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。
○９番（前田博之君）　今の観光振興人材活用事業だけれども、質問と答弁で分かりました。活躍してもらうのがいるけれども、ただこれ組織人なのです。組織で働くのです。ですから、人事担当の部長に聞くけれども、今回はどのような身分として専門性を発揮してもらうかということを整理をしておかないと仕事もしづらいし、命令もしにくいと思いますけれども、この辺を確立しないと今までの観光協会にいたようなことの中での仕事みたくなってしまうので、やっぱり組織として身分をきちんとどうするかということで専門性を発揮してもらうと、その辺を伺います。
○議長（小西秀延君）　大黒副町長。
○副町長（大黒克已君）　地域活性化起業人の身分等のところでご質問でございます。
　この制度というのは全国各地で取り入れられているところで、自治体の運営に対して企業から職員を派遣してもらった上でいろいろな政策的なアドバイス等もいただきながら運営していくというような制度だと捉えております。それで、他の自治体の例でもあるのですけれども、今回この地域活性化起業人の方については地方公務員法の第３条第３項第３号の臨時、または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職ということで、この規定に基づきまして参与ということで来ていただくということにしてございます。
　また、地方自治法の203条の２において、こういう方々に今非常勤の特別職ということで報酬を支給するという根拠に基づいてございます。
　また、その報酬及び費用弁償等の旅費等の支出する根拠につきましては、白老町の地域活性化起業人推進要綱というものを制定して、その中で報酬であったり、災害補償等の取扱いを明記して報酬等をお支払いすると考えてございます。それで、基本的に身分ということでは自治体の非常勤職員ということでございますが、肩書につきましては参与ということで白老町の政策アドバイザー的な仕事をしていただくと。決裁権限についても内部調整であったり、あるいは高度な助言をいただくというようなことで権限を持たせた上で町の事業に参画していただくという考えでございます。
○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。
○９番（前田博之君）　ぜひやっぱりそういう形の中で、職制の中で参与ということで活躍してほしいのだけれども、逆に役場の組織に照らし合わせたら参与というのは課長になるのか、次長になるのか、部長なのか、係長なのか、その辺をきちんと整理しておかないと対応する職員だって戸惑うと思うのですが、いかがですか。
○議長（小西秀延君）　大黒副町長。
○副町長（大黒克已君）　そのところについては、ちょっとまだ詰めてございませんので、これまでであれば課長職というような中で行ってきたと考えてございますので、その辺については再度内部で調整して早期にその辺を整理したいと思います。
○議長（小西秀延君）　９番、前田博之議員。
○９番（前田博之君）　この人の発令はいつですか。
○議長（小西秀延君）　鈴木総務財政部長。

○総務財政部長（鈴木徳子君）　令和８年４月１日の予定でございます。
○議長（小西秀延君）　10番、貳又聖規議員。
○10番（貳又聖規君）　私もこの観光振興人材活用事業についてであります。
　まず、今観光協会におられます渋谷常務はＪＴＢから来られて、私は大変評価しております。なぜならば、常務が来られてインバウンドの海外の富裕層向けのツアー、これを構築されました。今まで白老町にはない分野であります。
　そして、もう一つ、とてもこれは大きな貢献だなと思うのは、おもてなしガイドセンター、こちらが法人格を持ちました。これはしっかりとやはり渋谷常務のお力が働いて、そういった高付加価値のインバウンドツアーを受け入れたり、あるいは今ウポポイからの受入れ、これはＪＴＢからのツアーが入っています。その中にあっておもてなしガイドセンターが育成されて今法人格を取られたというのは、今後のＤＭＯの中にとってとても本当に次の可能性をつくっていただいたということで、この場をお借りして敬意を表したいと思います。
　そして、一方で今、日本旅行というところでございます。今回来られる方が釧路市ということであれば、釧路市は皆さんもご承知のとおり北海道の中でいくと移住、定住の先進地なのです。もうこれは移住という言葉が出たときから釧路市は積極的にやっております。ですから、これは私はぜひこの方のお力を借りて、白老町は今民泊が増えております。釧路市は、どちらかというとホテルとの連携なのです。ですが、白老町はまた違いますので、ぜひとも民泊との連携を取って進んでいただきたい。そして、この日本旅行は教育旅行とスポーツに強いのです。これは日本旅行のネットワークを使えば本州からたくさんの修学旅行生を引っ張れますから、今までは農家民泊みたいなことがありましたけれども、これはウポポイを見て、そして白老町の町民の方々が受け入れるような、そういった仕組みの構造、これもやっぱりつくるべきだと私は思っております。
　そして、もう一つ今回さらにステップアップした部分でいくと、ふるさと納税と食と観光の連携、これとても私は評価するものであります。加えて、今ＦＣ東京の関係もありますから、先ほど説明したとおり日本旅行というのは教育旅行にも強い。そして、実はスポーツツーリズムにも強いのです。ですから、これは産業経済部だけではなくて、やはり町の先ほどの民泊や文化観光団体は教育行政ともつながるものですから、ぜひそういったものを串刺しにするような役割も担っていただきながら政策構築をしていただきたい。そして、かつ今観光協会に求められているのは国からの補助金、これ引っ張れることだと思うのです。ですから、これ観光庁や文化庁、スポーツ庁、今出入国税、海外の方が日本に入ってきたとき、日本人の方が海外に行ったとき、この財源でいろんな補助メニューを持っていますから、ぜひそういった連携の下、稼いでいただきたいと思います。
○議長（小西秀延君）　三上企画振興部長。
○企画振興部長（三上裕志君）　我々も貳又議員と同じく非常に期待をしているところであります。釧路市で勤務されているということで、まだ本人に直接お会いできていないのですが、当然今議員が言われたように移住、定住ですとか、実績としましてはふるさと納税とか、大きなフォーラムの開催ですとか、そういった実績も見えてきているところがありますので、白老

町に合ったこういった観光施策だけにとどまらない、いろんな施策の展開に期待をしているところでありますので、しっかりと我々も支えていきたいと思っております。

○議長（小西秀延君）　ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号　令和８年度白老町一般会計補正予算（第１号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午後　１時５２分

再開　午後　２時０４分

○議長（小西秀延君）　それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎陳情第１号　白老町議会の自主解散による町議会議員選挙と町長選挙の同日実施について

○議長（小西秀延君）　日程第23、陳情第１号　白老町議会の自主解散による町議会議員選挙と町長選挙の同日実施についてを議題に供します。

お諮りいたします。本陳情については、会議規則第76条第１項及び第77条の規定に基づき、議会運営委員会に付託の上、休会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　ご異議なしと認めます。

よって、陳情第１号　白老町議会の自主解散による町議会議員選挙と町長選挙の同日実施については、議会運営委員会へ付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。審査方よろしくお願いいたします。

◎承認第１号　議員の派遣承認について

○議長（小西秀延君）　日程第24、承認第１号　議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、会議等が予定されております。

承認第１号　議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思います。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　ご異議なしと認めます。

よって、承認第１号　議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第１号　脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（案）

○議長（小西秀延君）　日程第25、意見書案第１号　脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

３番、氏家裕治議員。

〔３番　氏家裕治君登壇〕

○３番（氏家裕治君）　意見書案第１号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第８条の規定により提出いたします。

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（案）

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知はなお十分とは言えない。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級12級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって、政府におかれては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

１．自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続きとして、自賠責保険における高次脳機能障害認定システムと同様に、専門医による脳脊髄液漏出症認定システムを構築すること。

２．被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（小西秀延君）　ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第１号　脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、意見書案第１号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会の所管事務等調査の報告について

○議長（小西秀延君）　日程第26、常任委員会の所管事務等調査の報告について、各常任委員会から調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会貳又聖規委員長。

〔総務文教常任委員会委員長　貳又聖規君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（貳又聖規君）　所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

１、調査事項、（１）、常任委員会、白老仙台藩陣屋跡について。（２）、分科会、仙台藩白老元陣屋活用地域活性化推進協議会との懇談。

２、調査の方法、３、調査日程、４、出席委員、５、説明のために出席した者の職・氏名、６、分科会懇談のため出席した者の職・氏名、７、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりであります。

８、調査結果。

本委員会では、史跡白老仙台藩陣屋跡整備基本計画（案）の概要、入館者の推移、ウポポイとの連携状況、仙台藩白老元陣屋活用地域活性化推進協議会の取組等、白老仙台藩陣屋跡の活用の在り方について調査を実施した。

（１）、現状と課題。

現在、令和８年度から17年度までの10年間を第２次整備期間とする整備基本計画を策定中であり、エントランス地区及びガイダンス地区を重点整備区域としている。

①、第２次整備計画の推進に関する課題。

・発掘調査が継続中であり未解明部分が残っていること、大手御門立体展示の老朽化及び位置の再検証が必要な状況にあること、樹木の繁茂により史跡の視認性が低下していること、周遊路や案内板の老朽化が進んでいることなど、整備と保存の両立に向けた課題がある。

②、バリアフリー及び動線整備の課題。

・エントランス地区の多目的スペース（駐車機能を含む区域）は不陸があり、利用者にとって利便性が十分とは言えない状況にあること。

・史跡内部は未舗装区間が多く、車椅子利用者の観覧範囲が限定的であること。

・駐車場所と歩行動線の整理が十分とは言えないこと。

史跡の本質的価値を損なわずに、どこまでバリアフリー化を図るかが課題となっている。

③、堀・神社等の保存管理の課題。

・堀への給水は現在停止しており水景の再現がされていないこと。

・土留め等の老朽化が見受けられること。

・塩釜神社及び愛宕神社の老朽化が進行しているが、改修に向けて文化財補助制度との整理が必要であること。

日常的な維持管理と将来的な整備方針の明確化が求められる。

④、入館者数の減少。

元陣屋資料館の入館者数は減少傾向にあり、令和７年度は前年度比でさらに減少が見込まれている。

・特別企画展の未実施、発掘調査対応による事業制限、周知ＰＲ不足などが要因として考えられる。

入館者１万人回復を目標とした取組の強化が課題である。

⑤、ウポポイとの連携。

・年間パスポートや半券提示による割引制度、所蔵資料の貸与にとどまっており、回遊性向上に十分結びついていない状況にある。より具体的な連携策の検討が必要である。

⑥、仙台藩白老元陣屋活用地域活性化推進協議会の取組。

令和７年６月に設立された活性化推進協議会では、ポロトミンタゥでのＰＲ、甲冑展示、周遊ガイド事業、ガイド人材育成等を実施しているが、認知度向上や来場者増加への効果検証は今後の課題である。

⑦、デジタル技術の活用。

ＡＲ・ＭＲ等のデジタル技術の導入可能性が示されているが、発掘調査結果によるコンテンツ化の検討、導入コスト、維持管理体制を踏まえた慎重な検討が必要である。

（２）、委員の意見。

①、史的価値の再認識。

・歴史は原点であり、その理解なくして活用は語れない。「北に生きる武士団」等の歴史資料に町民が触れ学べる機会を設けるべきである。

・四季折々の自然環境や赤松等の歴史資源も含め、総体的な活用を検討すべきである。

・白老町の長いアイヌ文化の歴史とともに、仙台藩による開拓とまちの礎の形成は、本町の

アイデンティティーを構成する重要な歴史的要素である。

・陣屋跡は郷土愛にとどまらず、まちのために何かをしたいと考える人材を育てる「シビックプライド醸成の場」としての役割を有している。

・子供たちを含め、町民全体に陣屋やまちの歴史を伝える発信強化が必要である。

②、発信力強化と体験型施策。

・甲冑着用体験など体験型コンテンツを活用したＰＲ、ＳＮＳやハッシュタグ等による発信を強化すべきである。

・来訪者の属性を整理し、インバウンド等も含めた戦略構築が必要である。

・デジタル技術（ＡＲ等）の活用も視野に入れるべきである。

・若年層に届く発信として、漫画等の活用も検討すべきである。

③、ウポポイとの連携・広域的視点。

・ウポポイのみならず、陣屋跡も観光資源としてもっと情報発信すべきである。

・ウポポイと陣屋資料館の共通パスポート導入など、回遊動線を強化すべきである。

・仙台市及び伊達政宗公生誕を意識した広域歴史戦略の視点を持つべきである。

④、持続可能な運営体制。

・シビックプライドの醸成、観光やまちの活性化、ウポポイとの連携、人材育成の場など陣屋の多面的な魅力の再認識が必要である。

・企画運営、人材確保、魅力発信、連携、財源確保など支援が必要である。

・高校生ガイド等含め、文化観光として「稼ぐ仕組み」を構築すべきである。

・バリアフリー動線等を整備計画に反映すべきである。

・現場の声を丁寧に聞きながら整備を進める必要がある。

・子供ガイドの育成などガイドセンターとの連携強化が重要である。

観光と教育部局の連携強化と文化観光推進法に基づく拠点認定の可能性を検討すべきである。

（３）、まとめ（提言）。

本委員会は、現状と課題及び委員の意見並びに分科会における懇談を踏まえ、次の事項について検討・推進することを提言する。

①、文化観光拠点としての戦略的推進体制の整備。

ウポポイというナショナルセンターを有する本町においては、史跡白老仙台藩陣屋跡をはじめとする歴史文化資源を総合的に位置づけ、文化観光推進法に基づく拠点認定の可能性について、早期に関係部局横断的に検討を開始すべきである。

当該制度は単なる補助制度の活用にとどまらず、本町の持続的発展を見据えた戦略的政策手段であることから、推進体制の整備を求める。

②、歴史的価値の再編集とシビックプライドの醸成。

アイヌ文化と仙台藩による歴史的重層性を本町のアイデンティティーとして再整理し､「北に生きる武士団」等の歴史資料の活用を含め、町民が誇りを持てる環境づくりを推進すること。

③、回遊性向上と体験型施策の強化。

ウポポイとの連携を深化させ、共通パスポート導入や、白老駅及びポロトミンタゥを含む動線設計の具体化を検討すること。また甲冑体験やＡＲ等のデジタル技術の活用を含め、来訪者の理解と満足度向上を図ること。

④、持続可能な運営体制の確立。

子供を含むガイド人材育成の制度的位置づけを図るとともに、おもてなしガイドセンター等との連携強化を通じ、文化資源を活用した持続可能な運営モデルの構築を検討すること。

（４）、総務文教分科会。

総務文教分科会は、２月４日に仙台藩白老元陣屋活用地域活性化推進協議会との懇談会を実施した。なお、その内容については別紙「活動報告書」のとおりである。

以上であります。

○議長（小西秀延君）　次に、産業厚生常任委員会森哲也委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長　森　哲也君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（森　哲也君）　所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、１、調査事項、（１）、常任委員会、農業の現状と振興策について。（２）、分科会、農事組合法人白老牛改良センターとの懇談、森林・林業・木材産業関係者との懇談。

２、調査の方法、３、調査日程、４、出席委員、５、説明のために出席した者の職・氏名、６、分科会懇談のため出席した者の職・氏名、７、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

８、調査結果。

（１）、常任委員会。

調査内容について。

農業の概要、白老牛を取り巻く環境、牛ヨーネ病の発生状況、新たな和牛生産システムの構築、農業経営基盤の整備など農業における現状と振興策について事務調査及び現地調査を実施した。

①、農業の現状について。

平成27年以降耕種農業が本格化し農家戸数は増加しているが、畜産業は担い手・後継者不足が深刻化しており、高齢化に伴う廃業や経営規模の縮小などにより年々減少傾向にある。

令和７年２月現在の農家戸数は、畜産業（肉用牛）29戸、畜産業（肉用牛以外）24戸、耕種農業（野菜類）４戸となっている。

②、牛ヨーネ病の現状について。

牛ヨーネ病は、家畜伝染病予防法に位置づけられた家畜伝染病で、５年に１度「繁殖の用に供する目的で飼養される24か月齢以上の肉用雌牛」を対象に全頭検査を実施し、陽性が発生した牧場は監視対象牧場となり、臨時検査が実施される。

令和４年に実施された法定検査時の対策牧場は11戸であったが、その後清浄化が１件、廃業が１件あり、現在は９戸が対象となっている。

陽性牛の頭数は増加し続け、令和６年の発生頭数は119頭、令和７年は179頭となっている。

陽性牛は殺処分しなければならず、繁殖農家の経営を揺るがす大きな問題となっている。

③、次世代和牛生産システムの構築について。

和牛生産現場は複雑高度化した様々な課題に直面しており、北海道大学を代表機関として学術的に実証が進む「代謝プログラミング」を基盤とした革新的な和牛生産方法の確立を目指し、町内をフィールドに事業が進められている。

「代謝プログラミング」とは胎児期や新生児期の早い段階での栄養環境に基づき、穀物飼料に依存せず放牧飼育のみで和牛の肉質をコントロールできる技術であり、地域の豊富な食物資源をスマート放牧管理で活用する革新的な地域社会の実現を目指している。

委員会意見。

第１に、鳥獣被害に対する支援策を強化すべきである。

近年エゾシカの生息数は増加傾向にあり、町内広範囲に被害が拡大している。農業においては牧草、家畜飼料、野菜類に甚大な影響を与えている。

鹿柵の設置はヨーネ病の予防や農業被害の抑制に効果的であり、設置に対する支援策の強化や鳥獣被害対策実施隊の育成及び担い手の確保に努めるべきである。

第２に、農業振興策の強化を図るべきである。

具体的には、牛ヨーネ病の検査対象の見直しが必要である。令和６年の牛ヨーネ病発生頭数は全国で1,198頭であり、そのうち1,060頭が北海道で発生しているが、検査対象となる家畜種の決定は都道府県知事が命令・告示することとなっており、繁殖雌牛が検査対象外となっている地域もあることから、北海道に検査基準の見直しや規制緩和を要望するべきである。

また、畜産経営の安定化を図るためには白老牛ブランドの保護や価値を高める取組が重要である。令和９年に北海道で開催予定の全国和牛能力共進会での上位入賞は、ブランド力向上や地域経済への波及効果が考えられることから、関係機関と連携し支援策を図るべきである。

第３に、新産業の確立に向けた取組の理解促進を図るべきである。

本町の基幹産業である一次産業の高度化と持続的発展を目指し、次世代和牛生産システム構築拠点事業に取り組んでいる。

本事業は、宇宙技術、ＩｏＴなどを活用した循環型スマート放牧肥育など最先端技術の社会実装により新たな産業形態の確立を目指すものであり、事業継承や新たな担い手の確保につながるとも考えられることから、新産業の確立に向けた取組について理解促進を図るべきである。

最後に、白老町の農業には畜産や耕種だけでなく馬産業も含まれている。豊かな自然環境で軽種馬が生産・育成されており、観光振興にも貢献していると考えられ、改めて農業として着目することが重要である。

農業は、和牛を中心とした畜産が地域経済を支え、自然と共生する暮らしや食文化を形成する基盤であり、地域資源を生かし、未来のまちづくりにも不可欠な産業である。産業を支えるには農家の安定的な経営基盤の構築や担い手の確保が欠かせない。行政、ＪＡ、農家と連携し、より一層の対策強化が求められる。

（２）、分科会。

産業厚生分科会は、農事組合法人白老牛改良センター及び森林・林業・木材産業関係者との

懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長（小西秀延君）　次に、広報広聴常任委員会長谷川かおり委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長　長谷川かおり君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（長谷川かおり君）　所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

１、調査事項、（１）、議会広報誌の編集及び発行に関する事項。（２）、議会広報・広聴の実施に関する事項。（３）、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。

２、調査の方法、３、調査日程、４、出席委員、５、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

６、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会広報誌の編集及び発行に関する事項、議会広報・広聴の実施に関する事項、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

（１）、常任委員会（出前トークの実施、議会報告会の検討）。

令和７年12月16日に、白老町再生可能エネルギー連絡協議会からの申請を受け、「白老町内の６つのメガソーラー計画について」をテーマに出前トークを実施した。14名が参加され、現在進行しているメガソーラー計画について、町民が感じる懸念点や計画への反対の意向、条例改正の要望が挙げられた。

なお、開催報告は別紙のとおりである。

また、令和８年議会報告会は動画配信により行うことに決定した。６月の公開を予定し、順次作成を進めていく。

（２）、小委員会。

①、議会広報誌の編集・発行。

議会だより第194号の編集・発行を行った。

②、議会広報・広聴の実施。

報告会実施に向け企画・調整を行った。

③、議会広報・広聴の調査・研究。

議会活動のより効果的な情報発信について検討を行った。

以上であります。

○議長（小西秀延君）　ただいまそれぞれの常任委員会から報告がありましたが、この報告に対して何か質問がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（小西秀延君）　日程第27、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申出がありました。それぞれの委員会においては、調査等よろしくお願いいたします。

次に、皆様にはそれぞれ関係する団体等から提出された要望書等を前もって配付しております。いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

◎休会について

○議長（小西秀延君）　日程第28、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、３月31日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日20日から６月30日までの103日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君）　ご異議なしと認めます。

明日20日から６月30日までの103日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（小西秀延君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後　２時３１分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　小　西　秀　延

署　名　議　員　　佐　藤　雄　大

署　名　議　員　　前　田　博　之

署　名　議　員　　貳　又　聖　規